

財産の取得につき議決を求めることについて

下記の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年5月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 財産の種類及び数量 システム食缶洗浄機及び粉碎流し台一式
- 2 取得金額 21,884,500円
- 3 取得の相手方 京都府京都市南区上鳥羽藁田26番地1
株式会社アイホー 京都営業所
所長 中村 伸司

提案理由

東近江市能登川学校給食センターにおけるシステム食缶洗浄機及び粉碎流し台一式の取得について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。